平成２３年（フ）第１４８号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目５番12―610号
債務者　富澤　和子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６６号
埼玉県ふじみ野市市沢１丁目11番40―205号、前住所埼玉県ふじみ野市東久保１丁目４番30号
債務者　朝野　栄一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６９号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目１番14号　ボナールモリタ１、前住所埼玉県富士見市針ケ谷２丁目24番地４
債務者　津田　正俊
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７１号
埼玉県坂戸市大字片柳2013番地８
債務者　渋井　重夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７３号
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目４番地２　ルシーダⅡ312、前住所千葉県柏市東中新宿４丁目１番５―105号
債務者　原　　達也
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６２４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目27番１号　エコガーデンＢ―105号
債務者　吉村　俊介
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３５号
千葉市花見川区横戸台37番地の13
債務者　鍛冶　矩子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県市川市幸２丁目12番５号シーサイドフラット101号
債務者　平良　盛仁
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
千葉市花見川区花見川１番８棟405号
債務者　菅谷由美子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
千葉県船橋市前原西５丁目11番19号　藤ハイツ201号
債務者　水沢　景子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１３号
千葉市花見川区花見川９―18―110、住民票上の住所神奈川県相模原市南区相模大野６丁目23番11―806号
債務者　和泉　邦明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７５号
千葉県船橋市海神３丁目24番16号第１石井荘203号
債務者　奥村　敏夫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３号
静岡県三島市西若町７番42号　境川マンション301
債務者　長倉　正佳
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
静岡県沼津市志下465番地の２
債務者　石渡　政裕
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
静岡県沼津市高島本町７番19号　リビエラマンションＮｏ．３・４―Ｅ
債務者　阿比留良太
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
静岡県伊豆の国市寺家711番地の１
債務者　木内　大文
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
静岡県沼津市千本緑町１丁目８番地の６
債務者　髙梨　靖啓
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係